

11 日知第 29 号  
2011 年 6 月 10 日

特許庁長官  
岩井 良行 殿

日本知的財産協会  
会長 岡本 一雄

#### 特許庁業務・システム最適化計画促進について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会活動に対しまして格別のご指導、ご支援を賜わり、ありがたく厚く感謝申し上げます。

さて、去る 6 月 3 日に開催されました知的財産戦略本部会合において、「知的財産推進計画 2011」が決定されましたが、この中で「多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備」は取り上げられているものの、滞っている「特許庁業務・システム最適化計画」については全く触れられておらず、産業界としては国際競争力強化ならびに企業における国際知財戦略の強力推進の観点からも憂慮せざるを得ません。

つきましては、是非とも、特許庁業務・システム最適化計画或いはこれに変わる次期システム構築の早期完成に関する厳然たる決意とその計画スケジュールにつき、その公表並びにその推進と達成を強くお願いいたしますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

金融ショック後の経済環境の変化は、金融環境にとどまらず、それまでのグローバル化の波を一層高めて市場環境、生産環境、研究開発環境にも影響が及んでいます。

高度な技術開発力により日本国経済の発展を担ってきた日本企業は、自身の生存のため成長市場に的を絞る、研究開発の部分までをも海外に移転する検討を開始している状況です。

また、わが国を支えてきた基幹産業部門、特に電機・自動車等の消費財輸出産業と部品・部材産業、さらにそれを支えてきた素材産業において見られる、グローバル市場での生き残りを掛けた大きな再編は、今後も続くものと考えられます。

これらの事象はグローバル化に伴う必然のこととはいえ、日本全体からすれば、日本の技術力の分散傾向を示しており、とりもなおさず日本の知的財産制度ユーザーの減少、国内特許等出願の減少に歯止めがなくなる可能性も示しています。

このような傾向に対処するためには、政府ならびに民間が共に、日本の特許等産業財産制度がもたらす効果を再認識し、まずは日本において質の高い産業財産権を確立した上でグローバルな知的財産管理を展開することが肝要であることを確認し合う必要があります。

特許等産業財産制度の実効性は、当事者としての権利保護推進と第三者としての他者権利尊重から成り立っており、他者権利化情報、自社審査経過情報は各企業の知的財産管理を効果的に行う上で必須の情報です。いまや高度な情報なくして高度な知的財産管理は成り立たない状況にあります。

上記理念を確実化するためには、滞っている特許庁業務・システム最適化計画の制度設計を速やかに見直し、一刻も早くその実行を担保する新制度設計を明らかにし、具体的動きを見えるようにするしかありません。

御庁が推進して来られたペーパーレス施策により、世界に先駆けて手がけたデジタル化情報の蓄積、これに基づく審査促進、さらにはこれらミックス情報の活用というインフォメーションサイクルが効を奏し、日本企業の知的財産部門のデジタル化推進のみならず、世界のデジタル情報尊重という規範形成に結びつきました。

結果として、WIPO、EPO、USPTOも同様にデジタル化を進め、3極における審査協力体制が整備されてきたことは喜ばしいことです。

一方、このところ、3極に続く国々、さらに知的財産制度新興国の各機関においてもデジタル化された情報管理体制を整備しつつありますが、特に韓国、中国は集中的な投資により、先進的審査・公報・教育システムを整備し、国家知的資産力の増大と知的財産制度への国際的発言権の強化を国を挙げて推進しています。

国際間の競争により情報の蓄積・活用が高度化することは、その結果を享受する立場の知的財産制度のユーザーとしては、歓迎すべき現象といえますが、国際的バランスも必要であり、国際間の共生（ハーモ）も同時に推進して欲しいものと願っているところです。

すなわち御庁には、国際間ハーモの先導役としての役割も期待しており、特許庁業務・システム最適化計画の停滞によって他国の後塵を拝することになれば、御庁がこれまで築き上げられてきたこの情報活用の分野におけるパイオニアとしての評価、発言力に影響が生ずると思われ、また国際間のハーモも達成され難い状況に陥ります。

御庁において、特許庁業務・システム最適化計画を推進し、業務の整理標準化により業務の高度化を目指されていることは、御庁内利用目的のためだけではなく、制度のユーザーの利便を考慮してのことであると確信しております。さらに、新検索システムによって情報提供においても高度化が図れるとお聞きしており、制度ユーザとしては一刻も早くその恩恵に預かり、厳しい競争に生き残るために不可欠な自社の知的財産管理（創造・保護・活用）の高度化を目指す所存です。逆説的にいえば、システム開発が遅れば遅れるだけ

日本企業の競争力に影響を及ぼすことになりかねず、憂慮しています。

特許庁業務・システム最適化計画の整備計画の推進については、産業財産権制度ユーザーの立場から賛意を表するとともに、その運用開始を鶴首してお待ちしているところですので、制度ユーザーの視点を酌み込んで計画を推進いただきますようお願いいたします。

特許制度小委員会で審議されたテーマの中には、その報告書において、必要性が認識されながら、特許庁業務・システム最適化計画の完成を待たざるを得ないとの理由で将来の課題として残されたものもあります。機械化の制約で本来制度改正すべきものが遅滞している状況は異常であり、この異常事態を長引かせることは厳に避けるべきものと思料いたします。

特許等財産権制度改正に対する障害を跳ね除けることは官民共通の関心事であり、安心して、日本国における特許等産業財産権の権利化・活用を進めることができるよう望みます。

リーマンショック後の新興国の急激な成長に伴う日本の産業財産権の優位性の変化、それと裏腹の日本の特許出願の減少にみられる産業財産権への期待の変化、これら変化に対処するには、今一度知財立国を目指した気概を掘り起こし、日本企業の競争力を今一段と高みに持ち上げる必要があります。また、国際競争力は、政府の国際的プレゼンスによって影響を受けること大であることは言うまでもなく、一国の国内的事情などは全く意に介されず、弱気になった国、企業はふるい落とされてしまいます。

国内情勢、国外情勢からして一刻の猶予も許されない状況にあることはご認識されていると思いますので、是非とも、特許庁業務・システム最適化計画あるいはこれに変わる次期システム構築の早期完成に関する厳然たる決意とその計画スケジュールにつき、その公表並びにその推進と達成を強くお願いするものです。

よろしくご高配のほどお願いいたします。

以上

担当：

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

Tel：03-5205-3432

メールアドレス：[doi@jipa.or.jp](mailto:doi@jipa.or.jp)